

A5 会社法の欠格事由に該当する者以外は役員になれます。

【解説】

会社法第 331 条第 1 項に定める欠格事由とは、以下になります。

1. 法人
2. 成年被後見人と被保佐人
3. 会社法、証券取引法等に定める罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
4. 上記 3.以外の罪を犯し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

役員の選定は、出資者の選定と同様に決めた方がよいと思われます。

この結果、基本的には院長夫人が役員になるべきでしょう。子が未成年者の場合でも、欠格事由に該当しないため、両親などの親権者が同意すれば役員になることができます。